

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の
一部改正について（WLTP 対応）

平成29年8月
自動車局環境政策課

1. 背景

新規検査の前に改造を行った自動車については、完成検査時等から排出ガス性能が変化しているおそれがあることから、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成23年6月30日国自環第70号）に基づき、新規検査時に排出ガス試験結果証明書等の書面の提出を求めているところ。

今般、乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）による平成30年排出ガス規制を導入する「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成28年10月31日国土交通省告示第1172号）の施行に伴い、平成30年排出ガス規制適合車をベースとした改造自動車に係る新規検査時に提出する書面について定めるため、本通達を改正する。

2. 改正の概要

- （1）平成30年排出ガス規制適合車に対し、当該型式における最大の車両重量（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあっては、当該装置を装着できる自動車の型式における最大の車両重量）に、車両重量に係る製作誤差を加えた重量を上回る重量の増加を伴う改造を行った場合には、新規検査の際、改造後の自動車が平成30年排出ガス規制に適合することを証する書面を提出することとする。
- （2）平成30年排出ガス規制に適合することを証する書面の様式を追加する。
- （3）その他、所要の改正を行う。